

北海道大学学生寮入寮案内

— けい てき りょう
— 恵 迪 寮 —
— 令和 6(2024) 年度版 —

北海道大学学務部学生支援課

目 次

| | |
|---------------------|-------|
| 1. 学生寮の概要 | |
| 1) 目的 | 1 |
| 2) 管理運営 | 1 |
| 3) 寮名と所在地 | 1 |
| 4) 入寮定員 | 1 |
| 5) 施設・設備 | 1～2 |
| 2. 恵迪寮平面図 | 3～5 |
| 3. 入寮の願い出と手続 | |
| 1) 入寮資格 | 6 |
| 2) 入寮の願い出 | 6 |
| 3) 入寮の選考及びその結果の通知 | 6 |
| 4) 在寮期間 | 6 |
| 5) 入寮手続 | 6 |
| 6) 入寮許可の取り消し | 6 |
| 7) 個人情報の取扱い | 7 |
| 4. 入寮するときの準備 | |
| 1) 携帯品 | 7 |
| 2) 荷物の発送先 | 7 |
| 5. 寮生活のしおり | |
| 1) 居室 | 7～8 |
| 2) 食事 | 8～9 |
| 3) 風呂・シャワー | 10 |
| 4) 洗濯 | 10 |
| 5) インターネット | 10 |
| 6) 郵便物 | 10 |
| 7) 寮生への事務連絡 | 10 |
| 8) 寮内の生活について | 10 |
| 6. 経費の負担と納付 | |
| 1) 寄宿料 | 11 |
| 2) 光熱水料等の経費 | 11 |
| 3) 経費の納付について | 11 |
| 7. 退寮手続 | 12 |
| 8. 学生寮関係諸規則等 | |
| 1) 北海道大学学生寮規程 | 13～17 |
| 2) 北海道大学学生寮規程実施細則 | 18 |
| 3) 北海道大学学生寮入寮選考基準 | 19～20 |
| 北海道大学学生寮位置図 | 裏表紙 |

1. 学生寮の概要

1) 目的

本学の学生寮は、本学の学生（外国人留学生を含む。）に対し、学生生活のための良好な環境を提供し、もってその勉学に資することを目的として設置しています。

2) 管理運営

本学の学生寮は、北海道大学学生寮規程及び同実施細則に基づいて管理運営されています。札幌地区の学生寮の管理運営責任者は副学長で、その事務は学務部学生支援課が担当しています。

所在地 〒060-0817 札幌市北区北 17 条西 8 丁目

北海道大学学務部学生支援課（生活支援担当）

E-mail : kouki@jimuhokudai.ac.jp

（高等教育推進機構 1 階 1-C「学生寮」担当窓口）

3) 寮名と所在地

〒060-0818 札幌市北区北 18 条西 13 丁目 3 番地

北海道大学 ^{けいてきりょう} 恵迪寮

電話 (011) 747-7849

4) 入寮定員

総計 580 名

内訳：日本人学部学生男子 390 名

日本人学部学生女子 100 名

日本人大学院学生男子 50 名

外国人留学生男子 40 名

5) 施設・設備

(1) 施設

| 棟 | 共用棟 | A棟 | B棟 | C棟 | D棟 | E棟 | F棟 |
|------|--|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------------|
| 延面積 | 1,309.88㎡ (地上2階 地下1階建) | 1,614.63㎡ (5階建) | 1,614.63㎡ (5階建) | 1,614.63㎡ (5階建) | 1,614.63㎡ (5階建) | 1,614.63㎡ (5階建) | 1,736.73㎡ (5階建) |
| 居住施設 | | 居室9.5㎡ 98室 | 居室9.5㎡ 98室 | 居室9.5㎡ 98室 | 居室9.5㎡ 98室 | 居室9.5㎡ 98室 | 居室9.5㎡ 50室 居室12.0㎡ 50室 |
| 共用施設 | 図書室、資料室、語学演習室、 共同談話室、会議室、休養医務室、 面談室、ホール、渡り廊下 | 補食談話室、 洗面洗濯室、 浴室、便所 | 補食談話室、 洗面洗濯室、 浴室、便所 | 補食談話室、 洗面洗濯室、 浴室、便所 | 補食談話室、 洗面洗濯室、 浴室、便所 | 補食談話室、 洗面洗濯室、 浴室、便所 | 補食談話室、 洗面洗濯室、浴室、 シャワー室、便所 |
| 入寮対象 | | 学部学生 | 学部学生 | 学部学生 | 学部学生 | 学部学生 | 大学院学生 外国人留学生 |
| 定員 | | 98名 | 98名 | 98名 | 98名 | 98名 | 大学院学生 50名 外国人留学生 40名 |
| 竣工 | 昭和58年3月22日 | | | | | | |

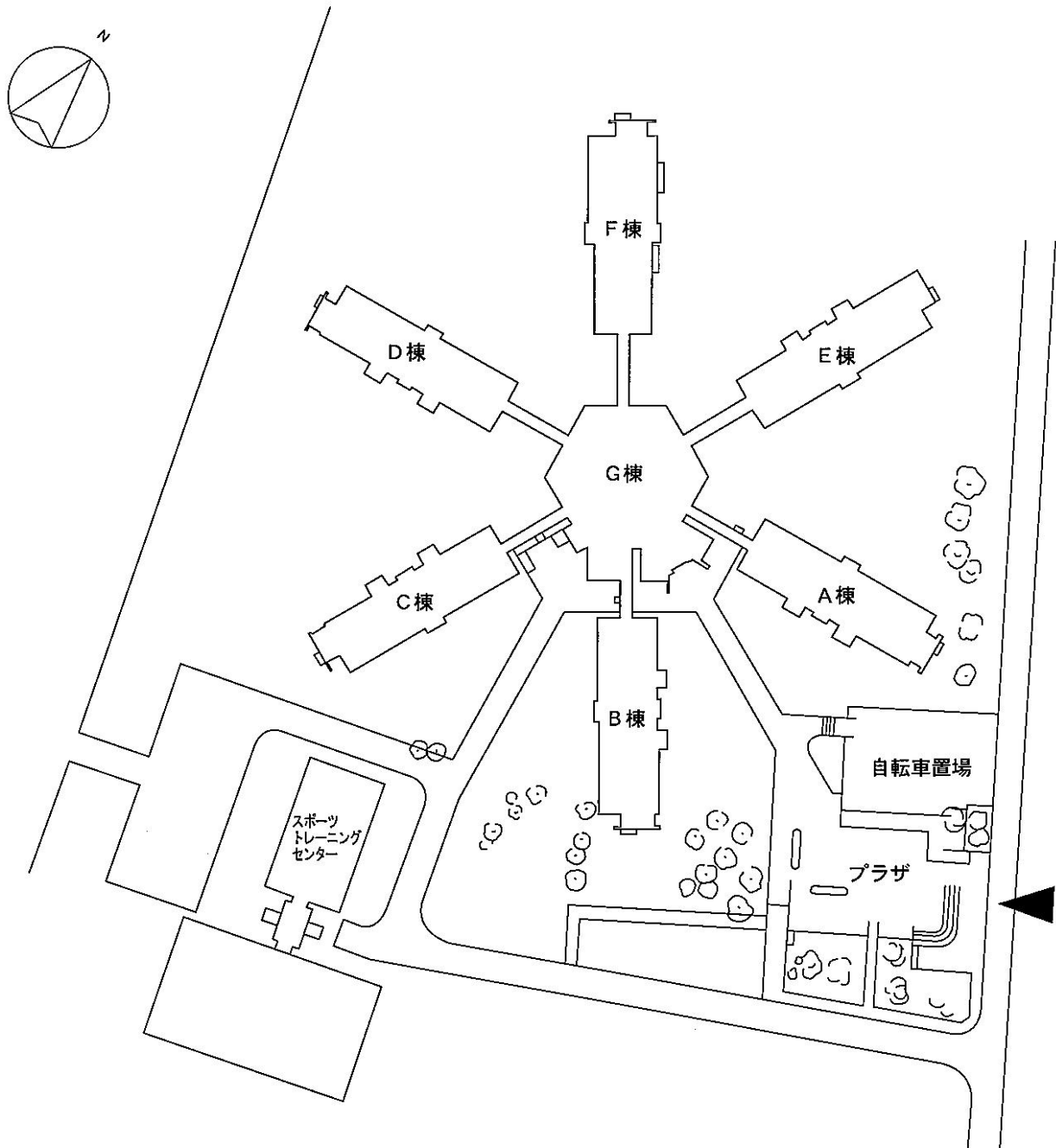
(2) 設 備

| 室 名 | 室数 | 棟及び階 | 設 備 |
|---------|-----|-----------------------------------|---|
| 居 室 | 580 | A～F 棟 1～5 階 | ベッド (マットレス、引き出し付)、机、椅子、本棚、ロッカー、カーペット、カーテン、 物品棚、温水パネルヒーター、ゴミ箱 |
| 補食談話室 | 60 | 〃 | 流し台、調理台、コンロ台、ガスコンロ、食器棚、冷蔵庫、キッチンケース、時計、消火器、 テーブル、椅子、電気炊飯器、他 |
| 洗面・洗濯室 | 60 | 〃 | 洗面器、洗濯機、乾燥機 (F 棟のみ) |
| 便 所 | 60 | 〃 | 洋式水洗 |
| 浴 室 | 6 | A～F 棟 1 階 | 衣類ロッカー 他 |
| シャワー室 | 9 | F 棟大学院学生 2～5 階 F 棟外国人留学生 1～5 階 | 脱衣カゴ 他 |
| 玄 関 | 1 | 共用棟 1 階 | |
| 下 足 室 | 1 | 〃 | 下足ロッカー、傘立て、鏡 |
| ホ ー ル | 1 | 〃 | 黒板、掲示板、水飲器、電話、ピアノ、他 |
| 談話コーナー | 1 | 〃 | 黒板、掲示板、ロトチェアー、マガジンラック、テレビ、時計、他 |
| 自販機コーナー | 1 | 〃 | 清涼飲料水、インスタント食品等の自販機 |
| 事 務 室 | 1 | 〃 | |
| 用 務 員 室 | 1 | 〃 | |
| 便 所 | 2 | 〃 | 和式水洗 |
| 図 書 室 | 1 | 共用棟 2 階 | 書棚、テーブル、椅子、時計、他 |
| 資 料 室 | 1 | 〃 | 書庫、テーブル、椅子、時計、他 |
| 休養医務室 | 1 | 〃 | 机、椅子、他 |
| 共同談話室 | 1 | 〃 | 応接セット、ステレオセット、黒板、掲示板、時計、他 |
| 語学演習室 | 1 | 〃 | 黒板、掲示板、書棚、書庫、他 |
| 面 談 室 | 1 | 〃 | 応接セット、他 |
| 小 会 議 室 | 1 | 〃 | テーブル、椅子、他 |
| 便 所 | 1 | 〃 | 和式水洗 |
| 機 械 室 | 1 | 共用棟地階 | |
| 電 気 室 | 1 | 〃 | |
| | | | |

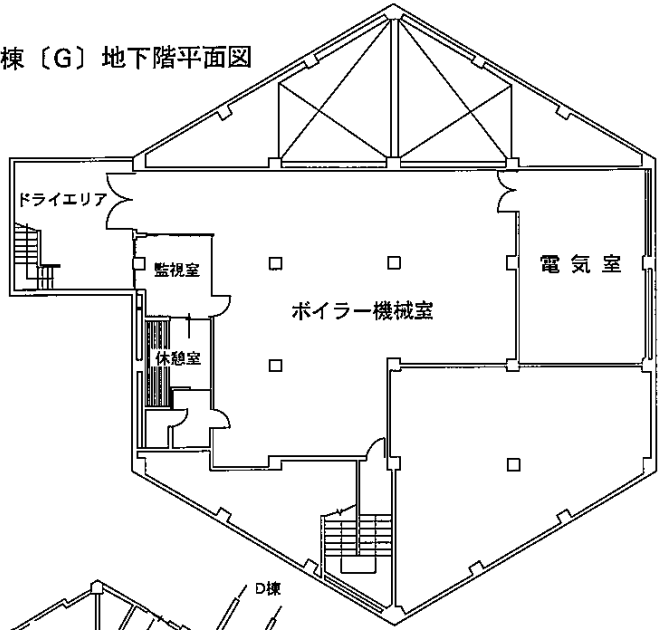
(注) 恵迪寮平面図を参照

2. 恵迪寮平面図

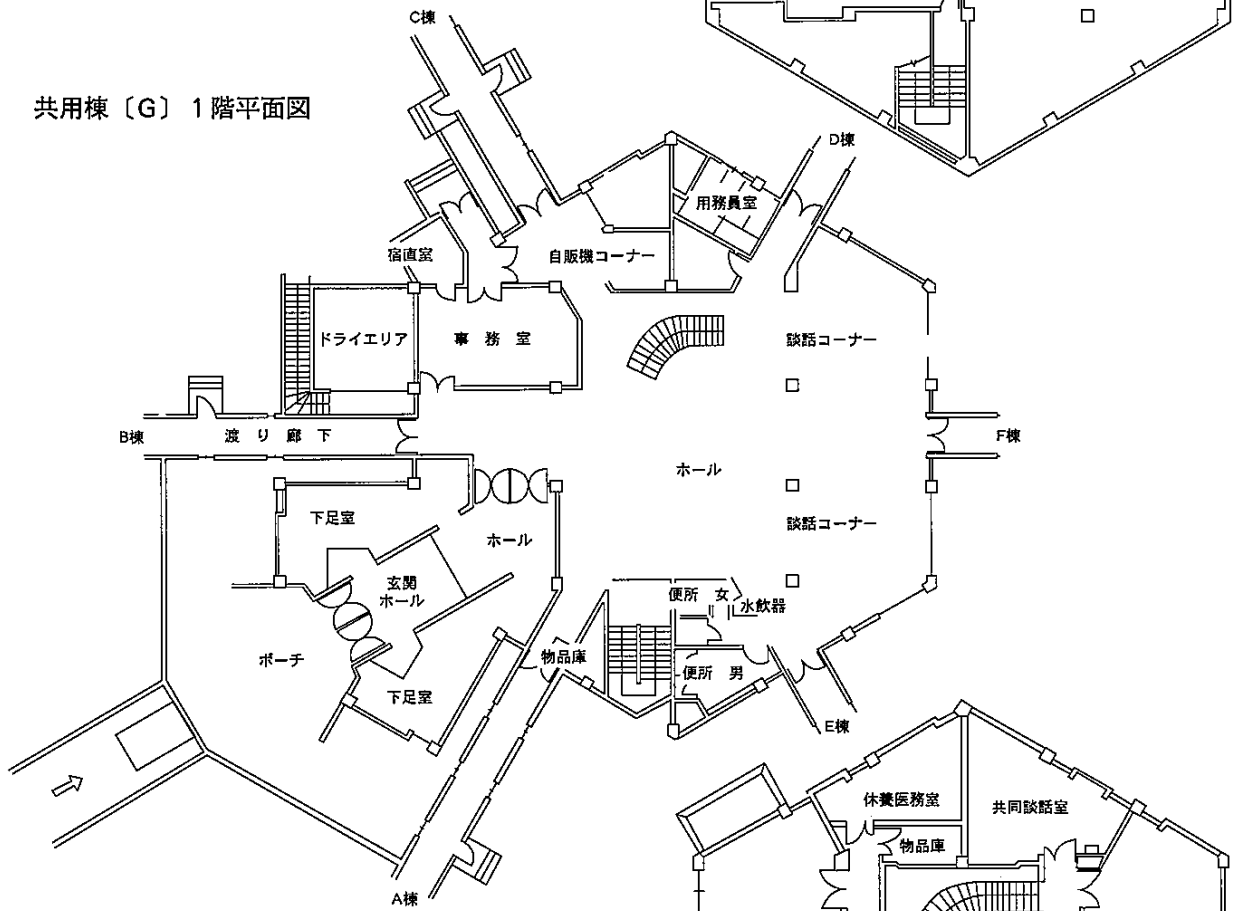
配置図(全棟)



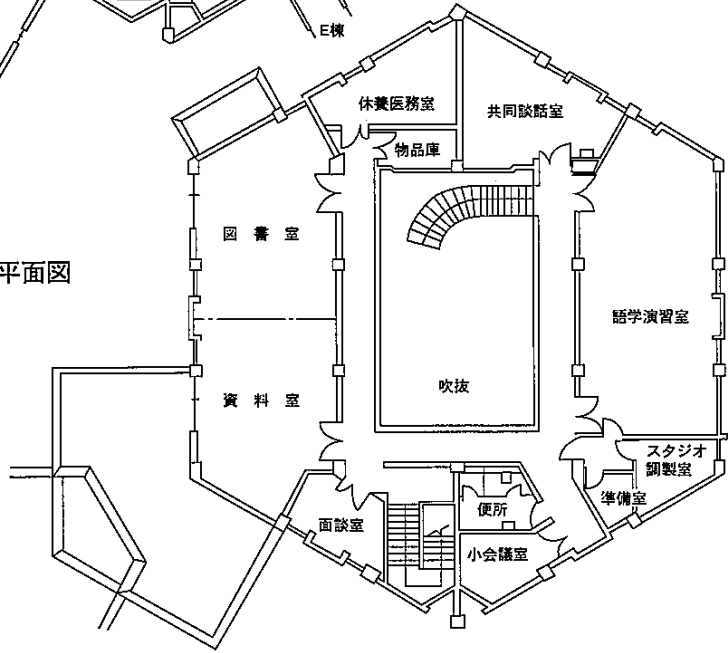
共用棟〔G〕地下階平面図



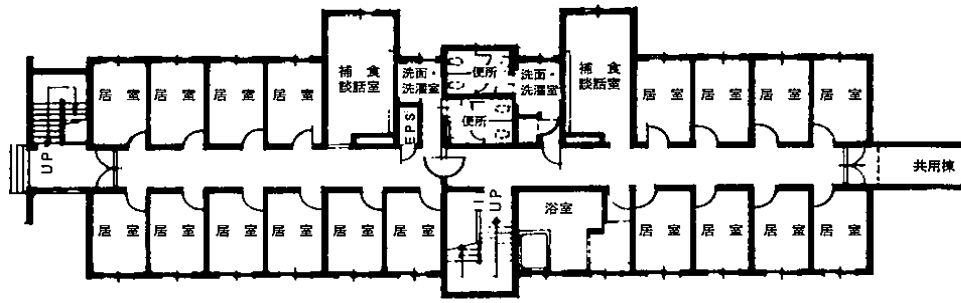
共用棟〔G〕1階平面図



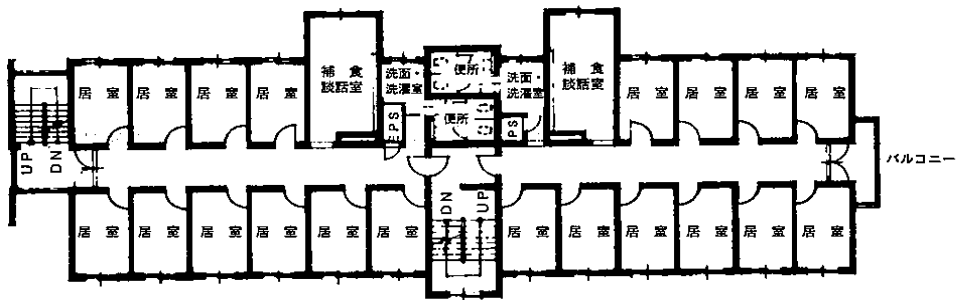
共用棟〔G〕2階平面図



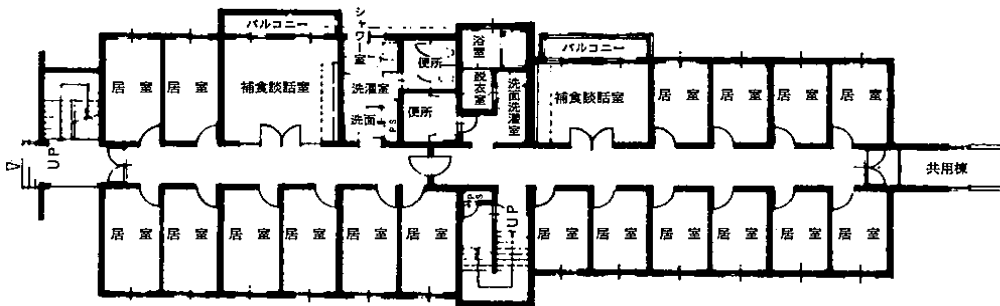
寮棟〔ABCDE〕1階平面図



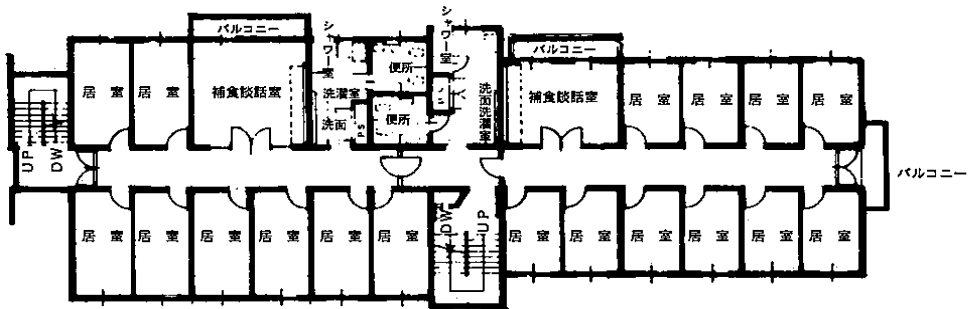
寮棟〔ABCDE〕2～5階平面図



寮棟〔F〕1階平面図



寮棟〔F〕2～5階平面図



3. 入寮の願い出と手続き

1) 入寮資格

入寮資格は、学部学生は男子及び女子、大学院学生は男子、外国人留学生は男子とします。

なお、最短修業年限を超えた者については、日本人学生で、入寮を希望する日における在学の期間が、その者の最短修業年限を1年を超えない範囲で超過している者のうち、当該最短修業年限の超過について特別な事由があると認められる者としてします。

2) 入寮の願い出

入寮を希望する者は、次の書類をすべて取り揃え、用意した角形2号封筒（封筒貼り付け紙を貼り付けたもの）に必要書類を入れて、受付期間内に学務部学生支援課に提出してください。

- (1) 提出書類確認票（入寮願出関係書類内）
- (2) 基本事項記入シート（入寮願出関係書類内）
- (3) 北海道大学学生寮入寮願・希望調書（別紙様式1号：入寮願出関係書類内）
- (4) 同一生計の家族について、その収入に関する証明書
 - ① 給与所得者については、源泉徴収票の写し
 - ② 給与以外の所得者については、確定申告書の写し
- (5) その他該当する各種証明書等（入寮願出関係書類を参照）
- (6) 宛名票（入寮願出関係書類内）
- (7) 封入書類最終チェック票（入寮願出関係書類内）
- (8) 「入寮選考結果通知」送付用封筒（入寮願出関係書類内にある封筒貼り付け紙を、準備した角形2号封筒の両面に貼り、送付先及び宛名を正確に記入し、指定された金額の切手を貼付すること）

3) 入寮の選考及びその結果の通知

入寮の選考は、入寮選考基準に基づき、管理運営責任者が行います。また、選考の結果は、所定の入寮選考結果通知書により通知します。

4) 在寮期間

在寮期間は、次のとおりです。ただし、特別の事由があると管理運営責任者が認める場合には、この期間を延長することがあります。

- (1) 当該学生の最短修業年限の範囲内
- (2) 当該学生の最短修業年限を超えた日から起算して1年を超えない範囲内

5) 入寮手続

入寮を許可された者は、所定の入寮誓約書を入寮する日までに提出するとともに、入寮許可日から2週間以内に、あらかじめ入寮日を連絡のうえ入寮してください。

なお、入寮した場合には、入寮した日から1週間以内に入寮届を提出してください。

※学部生は恵迪寮自治会に、大学院生は学務部学生支援課生活支援担当（高等教育推進機構 1階 1-C「学生寮」担当窓口）に提出してください。

6) 入寮許可の取り消し

入寮を許可された者が、指定された期日までに入寮の手続きを完了しないとき、または入寮の願い出の際に提出した書類に虚偽の事実を記載したことが判明したときは、入寮の許可を取り消すことがあります。

7) 個人情報の取扱い

- (1) 本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道大学個人情報管理規程」に基づき、保護に万全を期しています。
- (2) 入寮の願い出に当たってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、入寮選考、入寮選考結果の通知、入寮手続及びこれらに付随する業務を行うために利用します。

4. 入寮するときの準備

1) 携帯品

居室には、ベッド（マットレス及び衣類入れ引出し付）、机、椅子、本棚、ロッカー、物品棚、温水パネルヒーター、ゴミ箱、カーテン、カーペットが備えてありますので、それ以外のもので、日常生活に最低限必要な物を準備してください。ベッド用品としては、シーツ、ベッドパット、毛布、掛布団、掛布団カバー、枕、枕カバー等が必要となりますが、敷布団は特に必要ありません。

また、危険防止及び衛生保持の観点から石油ストーブ、ガスストーブ等火気を使用するもの及び犬、猫、小鳥等のペット類を寮内に持ち込むことは禁止します。

2) 荷物の発送先

〒060-0818 札幌市北区北 18 条西 13 丁目 3 番地

北海道大学恵迪寮○棟○○○号室

○ ○ ○ ○（入寮者本人の氏名）

※大学院学生が荷物を発送する場合は、配達日時指定及び居室の中まで配達することを条件に発送してください。また、配達日時にあわせ、入寮者本人も入寮し、荷物を受け取ってください。

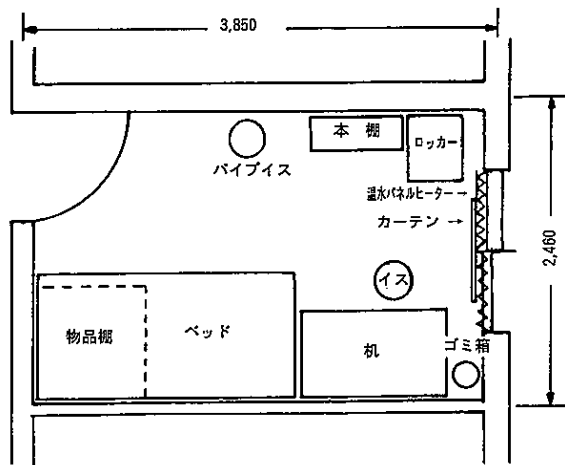
5. 寮生活のしおり

1) 居 室

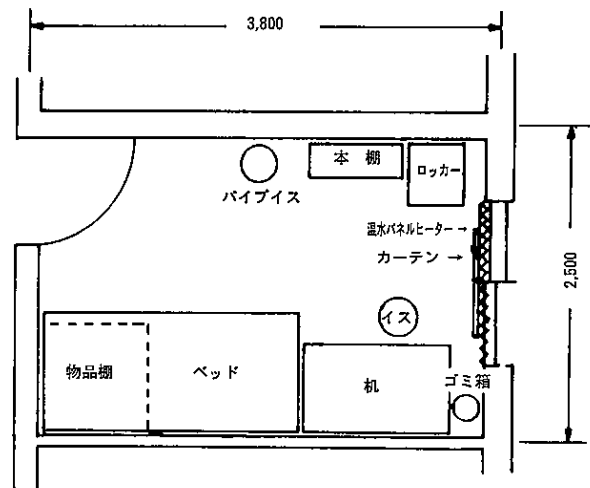
居室は、次頁のとおり、個室（洋室）で、その広さは 9.5 m²（外国人留学生は 12 m²）です。居室には、ベッド（マットレス及び衣類入れ引出し付）、机、椅子、本棚、ロッカー、物品棚、温水パネルヒーター、ゴミ箱、カーテン、カーペットが備えてあります。

大学院学生及び外国人留学生については、居室の鍵は、入寮の際に渡します。入寮期間中は責任をもって管理し、鍵を複製したり、他人に貸したりしないでください。鍵を紛失した場合は、直ちに学務部学生支援課生活支援担当（高等教育推進機構 1 階 1-C「学生寮」担当窓口）に届け出てください。この場合は実費（約 20,000 円）を負担していただきます。

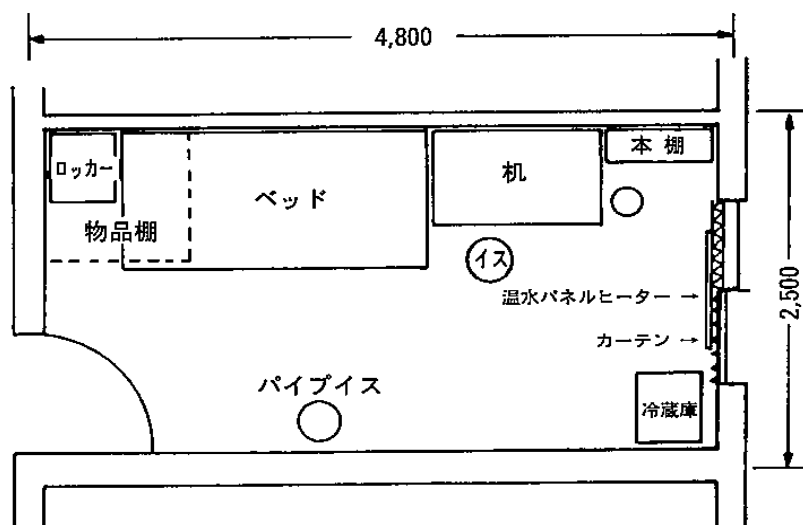
A～E棟居室（学部学生）



F棟居室（大学院学生）



F棟居室（外国人留学生）



2) 食 事

寮内に食堂はありませんが、次頁のとおり補食談話室がありますので自炊可能です。

なお、本学構内には、7店舗の食堂があります。（クラーク食堂、中央食堂、北部食堂、レストランポプラ、学部店（医・工・農））

3) 風呂・シャワー

浴室は、各棟 1 階に 1 か所設けられていて、毎日入浴することができます。また、F 棟（大学院学生・外国人留学生用）には各階シャワー室を設置しています。

4) 洗濯

各階に洗面・洗濯室があり、洗濯機が備えてあります。なお、F 棟（大学院学生・外国人留学生用）には乾燥機も備えてあります。

5) インターネット

各居室からインターネットを利用することができます。（F 棟居住者は、別途業者との契約が必要です。）

申込書類は、学務部学生支援課生活支援担当（高等教育推進機構 1 階 1-C「学生寮」担当窓口）で受け取ってください。

6) 郵便物

郵便物は、寮事務室で受け取り、次のように処理します。

ア．普通郵便物は、各棟（各ブロック）に分け、郵便受けポストに入れてあります。

イ．特殊郵便物（書留、速達、小包等）は、掲示板に表示しますので、印鑑を持参し受け取ってください。

7) 寮生への事務連絡

寮内の掲示により行います。

8) 寮内の生活について

ア．喫煙について

大学敷地内及び建物内については、指定場所以外は禁煙となっています。

イ．学部学生の生活について

現在、恵迪寮には 400 人近くの学部学生が住んでいます。

寮の日常生活は学生が組織する自治会により運営され、掃除は分担して行うなど、人と関わりながら生活し、このような人との関わりの中から生まれた寮独自の文化もあります。

寮生が実際にどのように生活しているかについては、寮生手作りの入寮案内に詳しく掲載されていますので、必ずそちらをご覧ください。

受験生をはじめ、入寮を希望する皆さんには、恵迪寮自治会で行っている「オープンドミトリー」に参加するなど、実際に寮を見学し、寮内での共同生活の様子や雰囲気、施設の現況や生活環境を確認されることをお勧めします。

オープンドミトリーへの参加や、その他質問などがありましたら、お気軽に下記の連絡先までご連絡ください。

【連絡先】

E-mail: keiteki@sr.main.jp

事務室電話: 011-747-7849 (AM8:30 ~ PM7:30)

※実生活に関する質問に寮生が直接お答えします。

6. 経費の負担と納付

1) 寄宿料

- (1) 寄宿料は、月額 4,300 円（外国人留学生は 4,700 円）です。
- (2) 月の途中で入寮又は退寮した場合でも、その月の寄宿料は 1 か月分を納付しなければなりません。
- (3) 既納の寄宿料は還付しません。
- (4) 特別な事由により寄宿料の納付が困難である寮生（寮生の学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合等）に対しては、寄宿料を免除することがあります。寄宿料の免除に関する詳細については、学務部学生支援課生活支援担当へお問い合わせください。

2) 光熱水料等の経費

寮内において寮生が私生活のために消費する光熱水料（電気、水道、ガス、燃料）及び消耗品費の経費は、寮生個人が負担します。（光熱水料、消耗品費の負担区分は、16～17 頁を参照）

(1) 寮生が負担するもの

- ア. 電気……居室、補食談話室、洗面・洗濯室、便所（寮棟）、倉庫（寮棟）、浴室、脱衣室
- イ. 水道……補食談話室、洗面・洗濯室、便所（寮棟）、浴室、脱衣室
- ウ. ガス……補食談話室
- エ. 燃料（暖房・給湯用）……居室、補食談話室、洗面・洗濯室、便所（寮棟）、浴室、脱衣室

(2) 光熱水料の目安

ア. 学部学生

夏期（5 月～10 月）……月額約 5,000 円～6,000 円

冬期（11 月～翌年 4 月）……月額約 7,000 円～10,000 円

イ. 大学院学生

夏期（5 月～10 月）……月額約 5,500 円～6,500 円

冬期（11 月～翌年 4 月）……月額約 6,500 円～10,000 円

※退去時の光熱水料について

退去日が属する月の初日から退去日までの光熱水料を日割りで請求します。光熱水料の計算に当たっては、前月又は当月の使用実績を基に計算して請求します。

3) 経費の納付について

寄宿料及び光熱水料等の経費納付については、原則銀行口座振替としております。

入寮を許可された者は、所定の預金口座振替依頼書及び支払い方法確認書を入寮する日までに提出してください。

3 か月以上滞納したときは規則に基づき退寮を命じます。

7. 退寮手続

学部学生は、寮事務室にお問い合わせください。

大学院学生及び外国人留学生は、以下により手続きしてください。

- (1) 退寮しようとするときは、退寮する日の1ヶ月前までに、また、入寮資格を失ったときは速やかに、所定の退寮届を学生支援課生活支援担当（高等教育推進機構1階1-C「学生寮」担当窓口）へ提出してください。
- (2) 寮費等の支払いの際、口座振替の場合には、毎月の寮費等の振替日に行いますが、退寮日の関係から、翌月の振替となることがあります。また、外国人留学生で、大学から寝具を借りている場合は、寝具のクリーニング料を併せて請求します。
- (3) 退寮する際には、部屋を清掃し、原則として管理人の立会いによる居室の点検を受けた後、居室の鍵を学生支援課生活支援担当（高等教育推進機構1階1-C「学生寮」担当窓口）に返却してください。

8. 学生寮関係諸規則等

1) 北海道大学学生寮規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人北海道大学組織規則(平成16年海大達第31号)第39条第2項の規定に基づき、北海道大学学生寮(以下「学生寮」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 学生寮は、北海道大学(以下「本学」という。)の学生(外国人留学生を含む。以下同じ。)に対し、学生生活のための良好な環境を提供し、もってその勉学に資することを目的とする。

(学生寮)

第3条 本学に、次の各号に掲げる地区の学生寮として、当該各号に掲げる学生寮をそれぞれ置く。

- (1) 札幌地区の学生寮 恵迪寮、霜星寮、北大インターナショナルハウス北23条2号棟
- (2) 函館地区の学生寮 北農寮

2 各学生寮の居室区分及び定員は、別表第1のとおりとする。

(管理運営責任者)

第4条 札幌地区の学生寮の管理運営責任者は総長が指名する副学長とし、函館地区の学生寮の管理運営責任者は水産科学院長とする。

(管理運営に関する審議)

第5条 学生寮の管理運営に関する基本方針は、学生委員会がこれを審議する。

(入寮資格)

第5条の2 学生寮に入寮することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本人学生で、入寮を希望する日における在学の期間(休学及び停学期間を含む。以下この項において同じ。)が、その者の最短修業年限の範囲内である者
- (2) 日本人学生で、入寮を希望する日における在学の期間が、その者の最短修業年限を1年を超えない範囲で超過している者のうち、当該最短修業年限の超過について特別な事由があると管理運営責任者が認める者
- (3) 外国人留学生

(入寮願)

第6条 学生寮に入寮を希望する学生(入学試験合格者を含む。第8条において同じ。)は、所定の入寮願に関係書類を添えて管理運営責任者に願い出るものとする。

(入寮の選考及び許可)

第7条 入寮の選考は、別に定める入寮選考基準により、管理運営責任者が行うものとする。

2 入寮の許可は、前項の選考の結果に基づき、管理運営責任者が行うものとする。

(入寮の手續及び許可の取消し)

第8条 入寮の許可を受けた学生は、指定された期日までに、所定の入寮誓約書及び入寮届を管理運営責任者に提出するものとする。

2 入寮の許可を受けた学生が、特別の事由がなく、指定された期日までに前項の手續を怠ったとき又は第6条に規定する入寮願及び関係書類に虚偽の事実を記載したことが判明したときは、管理運営責任者は、入寮の許可を取り消すことがある。

(入寮の時期)

第9条 入寮の時期は、学年始めとする。ただし、欠員がある場合には、学年の中途においても入寮させることがある。

(在寮期間)

第10条 在寮期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、特別の事由があると管理運営責任者が認める場合には、この期間を延長することがある。

(1) 札幌地区の学生寮

イ 第5条の2第1号に定める者 当該学生の最短修業年限の範囲内

ロ 第5条の2第2号に定める者 当該学生の最短修業年限を超えた日から起算して1年を超えない範囲内

ハ 第5条の2第3号に定める者 1年以内

(2) 函館地区の学生寮 (略)

(寄宿料)

第11条 学生寮に入寮した学生(以下「寮生」という。)は、別表第1に定める寄宿料を毎月所定の期日までに、本学に納付しなければならない。

2 入寮又は退寮の日が月の中途であっても、寄宿料は、1か月分を納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、北大インターナショナルハウス北23条2号棟に、月の中途に入寮又は退寮する場合における当該月の寄宿料については、別表第1の寄宿料の日額欄に掲げる入寮許可期間の区分に応じた日額に、当該月の入寮期間の日数を乗じて得た額とする。この場合において、入寮した日又は退寮した日は、それぞれ1日として計算するものとする。

4 既納の寄宿料は、還付しない。

5 特別な事由により寄宿料の納付が困難な寮生に対しては、別に定めるところにより、寄宿料を免除することがある。

(自動車保管場所)

(略)

(光熱水料等経費の負担)

第12条 学生寮において、寮生が消費する光熱水料等の経費は、寮生がこれを負担するものとする。

2 学生寮において、本学が管理運営上必要と認めた経費は、本学がこれを負担するものとする。

3 前2項の経費の負担区分は、別表第2に掲げるとおりとする。

4 寮生の負担する経費は、毎月所定の期日までに本学に納付しなければならない。

(施設等の保全の義務)

第13条 寮生は、学生寮の施設、設備及び備品等を常に良好な状態で維持・保全し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 管理運営責任者の許可なくして、施設、設備及び備品等をその用途以外に使用し、又は工作しないこと。

(2) 故意又は過失により、施設、設備及び備品等を滅失、損傷又は汚染した場合は、その原状回復に要する経費を弁償すること。

(3) 火災及び盗難の防止その他の学生寮の管理運営上必要な事項について、管理運営責任者の指示に従うこと。

(4) 学生寮内に感染症(学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症)が発生したとき又はその疑いがあるときは、速やかに管理運営責任者に届けること。

(退寮届)

第14条 退寮しようとする寮生は、指定された期日までに、所定の退寮届を管理運営責任者に提出するものとする。

(退寮措置)

第15条 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、管理運営責任者は、退寮を命ずるものとする。

- (1) 本学の学生の身分を失ったとき。
- (2) 第10条に定める在寮期間を超えたとき。
- (3) 寄宿料、自動車保管場所の使用料又は寮生が消費する光熱水料等の経費の納付を怠り、3か月以上滞納したとき。

2 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、管理運営責任者は、退寮を命ずることができ

- (1) 長期の休学をしたとき。
- (2) 3か月以上の停学処分を受けたとき。
- (3) 医師により、疾病その他保健衛生上共同生活に適さないと認められたとき。
- (4) 学生寮の秩序又は風紀を乱し、他の寮生に著しく迷惑を及ぼす行為があったと認められたとき。
- (5) その他この規程に違反し、学生寮の管理運営上著しく支障を来す行為があったとき。

(退寮時等の点検)

第16条 寮生は、退寮時又は転室時に居室その他居室に附属する設備及び備品等について、管理運営責任者が指定する者の点検を受けるものとする。

(寮生以外の者の宿泊の禁止)

第17条 学生寮においては、当該学生寮の寮生以外の者の宿泊は禁止する。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、学生寮の管理運営に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て、各管理運営責任者が定める。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第3条、第11条関係)

| 学生寮 | 寮名 | 居室区分 | 定員 | 寄宿料 (月額) | 寄宿料の日額 | |
|--------------|---------------------------|-----------------|------|-----------------------|------------------|------------------|
| | | | | | 入寮期間が1月 以上の場合 | 入寮期間が1月 未満の場合 |
| 札幌地区 の学生寮 | 恵迪寮 | 日本人学生用 | 540名 | 4,300円 | — | — |
| | | 外国人留学生用 | 40名 | 4,700円 | — | — |
| | 霜星寮 | 日本人学生用(女子に限る。) | 64名 | 4,300円 | — | — |
| | | 外国人留学生用(女子に限る。) | 21名 | 4,700円 (6室は4,300円) | — | — |
| | 北大インターナショナル ハウス北23条2号棟 | 日本人学生用(女子に限る。) | 32名 | 28,000円 | 933円 | 1,026円 |
| | | 外国人留学生用(女子に限る。) | 96名 | 28,000円 | 933円 | 1,026円 |
| 函館地区 の学生寮 | 北晨寮 | 日本人学生及び外国人留学生用 | 100名 | 7,000円 | — | — |

備考

恵迪寮及び北晨寮の男子学生及び女子学生の定員は、別に定める。

別表第 2

(1) 恵迪寮の負担区分

| 室名等 | 電気 | | 水道 | | ガス | | 燃料(暖房) | | その他 | |
|-------------|----|----|----|----|----|----|--------|----|-----|----|
| | 寮生 | 大学 | 寮生 | 大学 | 寮生 | 大学 | 寮生 | 大学 | 寮生 | 大学 |
| 居室 | ○ | | | | | | ○ | | | |
| 補食談話室 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | | |
| 洗面・洗濯室 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | |
| 便所(寮棟) | ○ | | ○ | | | | ○ | | | |
| 倉庫(寮棟) | ○ | | | | | | | | | |
| 浴室・脱衣室 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | |
| 玄関 | | ○ | | ○ | | | | | | |
| 下足室 | | ○ | | | | | | | | |
| ホール | | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| 共同談話室(1、2階) | | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| 事務室 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 宿直室 | | ○ | | | | ○ | | ○ | | |
| 用務員室 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 物品庫(共用棟) | | ○ | | | | | | | | |
| 便所(共用棟) | | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| 図書室 | | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| 資料室 | | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| 語学演習室 | | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| 休養医務室 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 面談室 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 小会議室 | | ○ | | | | | | ○ | | |
| 機械室 | | ○ | | | | | | | | |
| 電気室 | | ○ | | | | | | | | |
| 保守管理室 | | ○ | | | | ○ | | ○ | | |
| 休憩室 | | ○ | | | | ○ | | ○ | | |
| ユニットバス及び前室 | | ○ | | ○ | | ○ | | | | |
| 廊下・階段 | | ○ | | | | | | | | |
| 常備灯 | | ○ | | | | | | | | |
| 清掃 | | ○ | | ○ | | | | | | |
| 防火用水 | | | | ○ | | | | | | |
| 基本料金 | | ○ | | ○ | | ○ | | | | |
| トイレ紙ペーパー | | | | | | | | | ○ | ○ |

(2) 霜星寮の負担区分 (略)

(3) 北晨寮の負担区分 (略)

(4) 北大インターナショナルハウス北 23 条 2 号棟の負担区分 (略)

2) 北海道大学学生寮規程実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、北海道大学学生寮規程(昭和57年海大達第36号)第18条の規定に基づき、学生寮の管理運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(入寮願)

第2条 入寮を希望する日本人学生は、北海道大学学生寮入寮願・希望調書(別紙様式1号)及びその他の入寮選考に必要な書類を管理運営責任者に願出するものとする。

2 入寮を希望する外国人留学生は、北海道大学学生寮入寮願(外国人留学生用)(別紙様式2号)及びその他の入寮選考に必要な書類を管理運営責任者に願出するものとする。

3 前2項に規定するその他の入寮選考に必要な書類は、学生委員会委員長が別に定める。

(選考結果の通知等)

第3条 入寮選考の結果は、文書により通知し、併せて入寮を許可した者の学生番号又は受験番号を公示するものとする。

(入寮手続)

第4条 入寮の許可を受けた学生は、次の各号に掲げる書類をそれぞれ所定の期日までに管理運営責任者に提出するものとする。

(1) 入寮誓約書(別紙様式3号) 入寮する日

(2) 入寮届(別紙様式4号) 入寮した日から1週間以内

(退寮届)

第5条 退寮しようとする学生は、退寮する日の1ヶ月前までに退寮届(別紙様式5号)を管理運営責任者に提出するものとする。

(集会及び行事)

第6条 学生寮内のホール又は小会議室で集会又は行事を行う場合には、その前日までに集会・行事届(別紙様式6号)を管理運営責任者に届け出るものとする。

(自動車保管場所の使用)

(略)

附 則

この細則は、昭和58年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この細則は、令和5年1月13日から施行する。

別紙様式(略)

3) 北海道大学学生寮入寮選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、北海道大学学生寮規程(昭和57年海大達第36号)第7条第1項の規定に基づき、学生寮の入寮選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(入寮の選考)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 控除後の金額 北海道大学授業料免除に関する選考基準(平成5年3月9日学生部委員会制定)に準じて算出された総所得金額から、臨時的な所得(公租公課等の経費を控除した退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得をいう。)を除いた金額をいう。
- (2) 家計点 控除後の金額に基づき、別に定める家計点算出表により算出した数値をいう。
- (3) 家族状況加算点 家族状況等に基づき、別表により算出した数値をいう。
- (4) 地理的状況加算点 自宅から札幌キャンパスまでの距離(北農寮に入寮を希望する者にあつては、自宅から函館キャンパスまでの距離)に基づき、別表により算出した数値をいう。

(入寮の選考)

第3条 入寮の選考は、家計点に家族状況加算点及び地理的状況加算点を加えた総合点を考慮して行う。

2 前項の選考にあつては、総合点が高い者を優先する。ただし、総合点が高点の場合は、家計点が高い者を優先し、家計点が高点の場合は、控除後の金額が低い者を優先する。

(特例措置)

第4条 風水害等の災害及び不慮の事故等により、特に考慮する必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、入寮を許可することがある。

(外国人留学生の入寮の選考)

第5条 外国人留学生の入寮選考については、別に定める。

(雑則)

第6条 この基準の実施に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て、管理運営責任者(水産科学院長を除く。)が別に定める。

附 則

この基準は、昭和58年4月1日から実施する。

(略)

附 則

この基準は、平成26年1月1日から実施する。

別表(第2条関係)

1. 家族状況加算点算出表

| 事項 | 点数 |
|--|----|
| 1. 両親(養父母)がいない場合 | 2 |
| 2. 母(父)子世帯の場合 | 2 |
| 3. 長期療養者のいる世帯の場合 | |
| イ. 長期療養者が学資を主として負担している場合 | 1 |
| ロ. その他の場合 | 1 |
| 4. 身体障害者等のいる世帯の場合 | 1 |
| 5. その他自宅での勉強が困難な場合(著しい騒音の場合、占有面積が3畳以下の場合等) | 1 |

備考 該当する事項が2項目以上ある場合には、点数の多い2項目に限り、加算するものとする。

2. 地理的状況加算点算出表

| 自宅からの距離 | 点数 |
|------------------------------|-----|
| 2,700 k m以上 | 1.0 |
| 2,000 k m以上 2,700 k m未満 | 0.8 |
| 1,000 k m以上 2,000 k m未満 | 0.6 |
| 500 k m以上 1,000 k m未満 | 0.4 |
| 41 k m以上 500 k m未満 | 0.2 |
| 41 k m未満(ただし、通学所要時間が2時間以上の者) | 0.1 |

北大インターナショナル北 23 条 2 号棟

北海道大学 学生寮位置図



北海道大学学務部学生支援課（生活支援担当）
〒060-0817 札幌市北区北 17 条西 8 丁目
令和 6(2024) 年 1 月 発行